



公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和6年1月18日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ丸子

上田市中丸子1647-7 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

みずほ信託銀行株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目3番3号

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ツルヤ	掛川 健三	小諸市御幸町二丁目1番20号
株式会社マツモトキヨシ甲信越販売	安藤 浩	長野市鶴賀緑町1393番地3
株式会社ワッツ東日本販売	山野 博幸	東京都北区赤羽二丁目51番3号
杉浦 正和	—	上田市腰越1036番5号
有限会社御菓子処花岡	花岡 かつ子	長野市南長池946番地

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ツルヤ	掛川 健三	小諸市御幸町二丁目1番20号
株式会社マツモトキヨシ甲信越販売	安藤 浩	長野市鶴賀緑町1393番地3
株式会社ワッツ東日本販売	山野 博幸	東京都北区赤羽二丁目51番3号
杉浦 正和	—	上田市腰越1036番5号
有限会社御菓子処花岡	花岡 かつ子	東御市田中557番地

4 変更した年月日

令和5年7月10日

5 届出年月日

令和5年10月20日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は上田地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和6年1月18日から令和6年5月20日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は上田地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和6年1月18日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ西和田店

長野市西和田一丁目304番1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

三菱HCキャピタルエステートプラス株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目6番5号

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
三菱HCキャピタルプロパティ株式会社	西喜多 浩	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
三菱HCキャピタルエステートプラス株式会社	西喜多 浩	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号

4 変更した年月日

令和5年10月1日

5 届出年月日

令和5年11月1日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は長野地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和6年1月18日から令和6年5月20日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は長野地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和6年1月18日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ長野北

長野市檀田2-670 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

三菱HCキャピタル株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
三菱HCキャピタル株式会社	柳井 隆博	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
三菱HCキャピタル株式会社	久井 大樹	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

4 変更した年月日

令和5年4月1日

5 届出年月日

令和5年10月20日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は長野地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和6年1月18日から令和6年5月20日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は長野地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定による、家畜伝染病発生の届出が次のとおりありました。
令和6年1月18日

長野県知事 阿部 守一

発生した家畜伝染病の種類	家畜の種類	発生年月日	患畜・疑似患畜の区分	発生頭数	発生の場所又は区域
ヨーネ病	牛	令和6年1月9日	患畜	1	南佐久郡南牧村

園芸畜産課家畜防疫対策室

公告

県営千曲川沿岸相之島地区土地改良事業の変更計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第6項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求をすることができます。

また、この変更計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

令和6年1月18日

長野県知事 阿部 守一

1 縦覧に供する書類

県営千曲川沿岸相之島地区土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧の期間

令和6年1月19日から令和6年2月16日まで

3 縦覧の場所

須坂市役所

上高井郡小布施町役場

農地整備課

公告

表彰規則（昭和34年長野県規則第6号）第7条の規定により、令和5年12月15日付けで次の者を表彰しました。

令和6年1月18日

長野県知事 阿部 守一

スポーツ栄誉賞

牧 秀 悟

スポーツ課

公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しました。

令和6年1月18日

長野県警察本部長 小山 巖

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

警察用航空機機体部品の修繕業務 一式

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

(1) 名称 長野県警察本部警務部会計課

(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692番地2

3 随意契約の相手方を決定した日

令和5年12月21日

4 随意契約の相手方の名称及び所在地

(1) 名称 株式会社海外物産

(2) 所在地 東京都江東区新木場四丁目7番45号

5 随意契約に係る契約金額

33,888,800円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号

会計課